

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○中小企業等経営強化法施行令(平成十一年政令第二百一号)【第一条関係】・・・・・・・・・・・・・・・・1
(略)

改正案	現行
<p>（略）</p> <p>（社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係る保険料率）</p> <p>第八条 法第十条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。</p> <p>（略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第十四条 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第七十六条第一項並びに第七十七条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務</p>	<p>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>

2 | 所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第七十六条第一項並びに第七十七条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（行政書士業務（行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項に規定する業務並びに同法第十三条の六第一号の総務省令で定める業務をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）

二 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）

三 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人

材活用新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長

四 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務（次条第二項第十号において「海事に関する事務」という。）に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）

五 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（第一種動物取扱業（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項に規定する第一種動物取扱業をいう。以下同じ。）及び第二種動物取扱業（同法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環

境大臣の権限 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を
作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄す
る地方環境事務所長

以下（略）

以下（略）

